

連携推進会議に関する細則

令和6年6月20日 細則第74号

(目的)

第1条 一般社団法人草薙カルテッドと静岡県公立大学法人との有度・草薙地域まちづくり協創協定書（以下「協定書」という。）第4条第2項に基づき設置する連携推進会議に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 連携推進会議は、協定書第2条の各号に掲げる事項について検討を行う。

(組織)

第3条 連携推進会議は、一般社団法人草薙カルテッドの役職員及び静岡県公立大学法人の教職員により組織し、委員は別紙のとおりとする。

2 前項の委員の任期は各年度末までとし、再任を妨げない。

3 連携推進会議には、議長を置き、静岡県公立大学法人「ふじのくに」みらい共育センター長を充てることとする。

4 議長は、連携推進会議の会務を掌理する。

5 連携推進会議内に、作業部会（以下「WG」という。）を設けることができる。WGは、連携推進会議の指示により、具体的に事務事業を進める。

(開催)

第4条 連携推進会議は、一般社団法人草薙カルテッド又は静岡県公立大学法人いずれかの発意により開催する。

2 連携推進会議は、議長を含め委員の4人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第5条 連携推進会議の議事は、出席委員の全会一致をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要に応じて委員以外の者に連携推進会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 連携推進会議の庶務は、静岡県公立大学法人静岡県立大学地域・産学連携推進室が処理する。

附 則

この細則は、令和6年6月20日から施行する。

(委員)

組織名	職名
一般社団法人草薙カルテッド	代表理事
	理事
	事務局 ディレクター・コーディネーター
静岡県公立大学法人	静岡県立大学 「ふじのくに」みらい共育センター長
	静岡県立大学 事務局長
	静岡県立大学 教育研究推進部長

(事務局)

組織名	職名
静岡県公立大学法人	静岡県立大学 地域・産学連携推進室長
	静岡県立大学 地域・産学連携推進室長補佐
	静岡県立大学 地域・産学連携推進室 地域連携コーディネーター